

推進機構ニュース

第64号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)
TEL.028-622-7555 FAX.028-622-2316 ホームページ <http://www.tfhs.jp>

福祉サービス第三者評価推進シンポジウム開催のお知らせ

今回のシンポジウムでは、

- ① 福祉サービス第三者評価の効果的な活用方法～（第三者評価を通して）利用者や職員の声から人材定着、サービス向上を図るための方法
- ② 実際に受審した施設の方々からそのメリットとデメリット

等をお話いただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

(日 時) 令和7年2月10日(月) 13:10～16:00 (受付12:40～)

(会 場) とちぎ福祉プラザ 2階 第2研修室 (定 員) 80名

(対象者) 社会福祉施設施設長等、市町行政、評価機関等

12:40	13:10	13:10	14:10	14:20	15:55	16:00
受付	開会	① 講演 『福祉サービス第三者評価の効果的な活用方法～（第三者評価を通して）利用者や職員の声から人材定着、サービス向上を図るために』	休憩	② 実践報告(リレーセッション) 『第三者評価を受審して～メリットとデメリットからみえてくるもの』	まとめ	閉会

①講演

【講師】 一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 副会長
(社会福祉法人岩手県社会福祉協議会) 右京 昌久 氏

②実践報告(リレーセッション)

【報告者】

(受審施設の立場から)

社会福祉法人すぎなみき会 すぎなみき学園 課長補佐 吉田 雄史氏
日光市おひさま保育園 園長 成田 律子氏 (前原町みどり保育園 園長)

(評価機関・評価者の立場から)

特定非営利活動法人 アスク 理事長/事務局 佐藤 由紀子氏

【進行兼コメンテーター】 国際医療福祉大学 助教 中山 和幸氏

<申込方法> 下記URLもしくはQRコードよりお申し込みください。
(申込〆切: 令和7年2月3日(月))

URL: : <https://forms.gle/QFTx1PBpPR73UsXy7>



どう選ぶ？福祉施設

「この地域にはどんな施設があるの？」
身近な人から聞かれたときどうしますか？

福祉サービスを選択する制度が導入されてから20年以上の月日が流れました。
そうした中で、施設を選ぶ方法として、利用者の視点も含めて様々なツールや仕組みができています。

今回はその中でも、「介護保険地域密着型サービス外部評価」と「ここdeサーチ」について詳しくご紹介したいと思います。

主な施設を知るツールや施設を判断する基準（認証など）

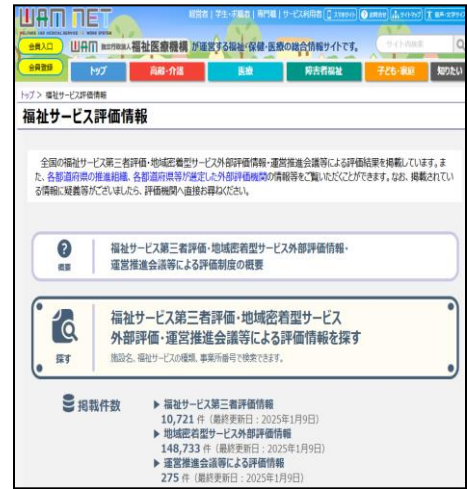
評価名・認証名	主な内容
① 福祉サービス第三者評価	書面調査及び訪問調査等により、サービスの質を評価。多くの社会福祉事業が対象。
② 介護保険地域密着型サービス外部評価	認知症対応型共同生活介護を対象として、評価機関による一定項目に関する訪問調査（ヒアリング・利用者観察等）及び書面（事前提出書類）等に基づく評価を行うもの
③ 介護サービス情報公表制度	全国約21万か所の「介護サービス事業所」の情報が検索・閲覧可能
④ ここdeサーチ	全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となるサイト
⑤ とちぎ介護人材育成認証制度	介護事業所による人材採用・育成等の雇用管理改善の取組を“見える化”することで、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するために栃木県が認証する制度。 レベルが「一つ星」から「三つ星」までである。
⑥ ユースエール認定	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度 【県内の認定社会福祉法人】 （社福）福桜会 特別養護老人ホーム 桜の華・（社福）たかはら学園
⑦ くるみん認定	「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度 【県内の認定社会福祉法人】 （社福）京福会・（社福）宝生会・（社福）的場会
⑧ エルぼし認定	女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣が認定する制度 【県内の認定社会福祉法人】 （社福）晃丘会・（社福）愛日会・（社福）美明会・（社福）光誠会

① 介護保険地域密着型サービス外部評価

外部評価は、事業所の自己評価を基に、調査員が事業所を訪問して調査を行い、事業所の優れた点や、今後取り組むべき課題を明らかにする仕組みです。(原則として年1回の受審義務)

外部評価は、評価調査員が行う「書面調査」と「訪問調査」の結果及び家族を対象に行う「利用者家族アンケート」の内容を総合した上で評価します。

調査結果はWAM NETに公開されています。



WAM NET HPより

② ここdeサーチ

こども・こそだての情報は「ここdeサーチ」って！

- ① 幼児教育・保育の質の向上
- ② 教育・保育施設の広域利用を希望する利用者の利便性にも考慮。

ひとつのWebサイト上で全国の施設情報にアクセスできる仕組みです。



いろいろな方法があるのね。

ここdeサーチ！チラシ

第三者評価の受審結果を公表しました（R6.4.1～R6.12.30）

事業所	種別	公表日	評価機関
宇都宮市石井保育園	保育園	4月18日	株式会社 大高商事
宇都宮市竹林保育園	保育園	4月18日	株式会社 大高商事
若木保育園	保育園	4月22日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
なすのケアステーション	訪問介護	4月24日	特定非営利活動法人 アスク
日光市立小来川保育園	保育園	4月30日	NPO法人 International Social Service Culture Center
日光市立足尾認定こども園	保育園	4月30日	NPO法人 International Social Service Culture Center
日光市立原町みどり保育園	保育園	4月30日	NPO法人 International Social Service Culture Center
ミカエラ・ハウス	(障害)短期入所	5月8日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
いのくら児童クラブ	放課後児童クラブ	5月21日	NPO法人 International Social Service Culture Center
こばやし児童クラブ	放課後児童クラブ	5月21日	NPO法人 International Social Service Culture Center
カーサ・パラディソ	(障害)共同生活援助	6月27日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
カーサ・エスペランサ	(障害)短期入所	11月25日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
清原中央子どもの家	放課後児童クラブ	12月6日	NPO法人 International Social Service Culture Center
戸祭子どもの家	放課後児童クラブ	12月17日	NPO法人 International Social Service Culture Center
友里かご保育園	保育園	12月26日	特定非営利活動法人 アスク

【公表順】

令和6年度評価件数

高齢	障害	保育・児童	合計
1	3	11	15



※詳細はホームページ（QRコード）で閲覧することができます。

<http://www.tfhs.jp>

第三者評価を受審するとこんなメリットがあります！

① サービスの質を改善するための“気づき”が得られます

評価のプロセスから、サービスや経営の良い点や改善点が明らかになり、「気づき」を得ることで、サービスの質や経営の向上に効果的に取り組めます。

② 職員の意欲向上

職員が自己評価を行い「ふり返り」をすることで、職員の質の向上と働く意欲の向上が期待できます。福祉人材の確保につながるかもしれません。

③ 事業所PR

評価結果を公表することで、利用者、家族、地域に事業所としての考えや取り組み、事業所の強みをPRでき、信頼を得ることができます。

～受審事業所の声～

第三者評価を受審するにあたり、職員一人一人が保育の振り返りを行ったり、保育の学びを深めたりし、保育の質の向上につながりました。

また、園全体として保育環境の整備や各種マニュアルの再確認を行い、保育園運営の意識を向上させることができました。

(保育園)



事業所がスタートして8年が経過し、はじめて第三者評価を受けました。評価を受けているなかで、当事業所に足りない部分が顕在化し、改善に取り組むきっかけとなりました。

(就労支援施設)

今回初めて第三者評価を受けたことにより、課題が多く見つかりました。

それをマイナスに捉えるのではなく、今後より良い組織として放課後児童クラブを運営していくための課題とし、スタッフみんなで取り組んで改善していきたいと思います。

子どもたちが自分らしく安心して楽しく過ごせる場として、保護者の皆さんが安心して働き続けられるように、子どもたちの成長を見守っていきたくです。

(放課後児童クラブ)



第三者評価に関する国の動向

【保育・児童福祉関係】

○ 保育所

公定価格 第三者評価受審加算により
(上限 15万円を補助)
(令和6年度公定価格単価表(令和6年こども家庭
庁告示第18号))

補助を利用して
第三者評価を
受審してみるのも
よいですね。



○ 放課後児童クラブ

	実施主体	補助割合	補助基準額
放課後児童クラブ第 三者評価受審推進 事業	市町村	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	300千円 (年額)

(令和7年度 子ども家庭庁成育局成育環境課 概算要求資料(令和6年9月)より)

【障害関係】

○ 障害者支援施設及び共同生活援助事業

各事業所に地域連携推進会議を開催及び構成員の見学を年一回以上するか、第三者評価の実施及び公表が義務づけられます。

(令和6年度 努力義務 令和7年度 義務付け)(「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

○ 児童発達支援センター

「中核機能強化加算」を取得するにあたり、第三者評価の受審によっても、要件の一部を満たすことが可能になります。

(令和6年3月21日 事務連絡 こども家庭庁支援局障害児支援課「児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の申請手続の流れ等について」)

○ 就労継続支援A型

就労継続支援A型事業所におけるスコアにおける【支援力向上】の項目のひとつとなっています。

(令和3年3月30日障発0330第5号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」)

※ 上記の補助金や加算などに関する細かい内容については所管している県又は市町にご確認ください。

推進機構ニュース第65号 令和7年1月発行

発行：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 (社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内)

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

★E-mail : info@tfhs.jp

★ホームページ : <http://www.tfhs.jp>

■第三者評価事業に関するご質問・ご意見がありましたら、お寄せ下さい■